

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(仮称)	
規制の名称	オプトアウト規制の強化	
規制の区分	拡充	
担当部局	個人情報委員会事務局	電話番号: 03-6457-9680
評価実施時期	令和2年3月	
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i	
規制の目的、内容及び必要性	<p>現行法において、個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会への届出等一定の要件を満たす場合、本人の事前の同意のない第三者提供を行うことができる。現行法においては、要配慮個人情報のみ本人の事前の同意のない第三者提供の対象から除外されているが、適正に取得していないと思われる個人データが流通の対象となる等、個人の権利利益保護の観点から問題のある取扱いが明らかになっている。このように個人の権利利益保護の観点から問題がある個人データについて、本人の事前同意のない第三者提供の対象から除外しない場合、本人の事前同意のない第三者提供が許容され、当該個人データが流通することになる。</p> <p>また、届出事業者の名称及び住所等については、法令上の届出事項となっていない。届出事項として、個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所等を追加しない場合、これらの事項が変更等されても、本人及び委員会は把握することができないこととなる。</p> <p>したがって、個人の権利利益保護の観点から問題のある個人データの本人の事前同意ない第三者提供の阻止、届出事項の変更等の本人及び委員会による把握のため、本人の事前同意のない第三者提供の対象から除外される個人データを拡大し、届出事項等を追加する必要がある。</p>	
直接的な費用の把握	費用の要素	
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない	
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	いずれも影響は限定的	
その他関連事項	個人情報保護委員会において有識者、関連団体ヒアリングを実施	
事後評価の実施時期等	改正法が成立した場合、附則において法律の施行後三年ごとの見直し規定を設ける予定	
備考		